

伊勢市自治会デジタル化促進事業補助金 補助金交付までの流れ

時期	手続きの内容	
申込前	アドバイザーの派遣の利用 申込チラシを活用し、お申し込みください。	自治会 ⇒ アドバイザー
2月末まで	交付申請 次の書類を作成し、 <u>2月末までに提出</u> してください。 ◆交付申請書（様式第1号） ◆自治会デジタル化促進 計画書 ◆設備、機器等の整備に係る見積書 ↓	自治会 ⇒ 市民交流課
随 時	書類の受付・審査 ↓ 交付決定 交付決定通知書を送付しますので保管してください。 ↓ 事業実施 交付決定後、計画に沿って補助対象事業を実施してください。	市民交流課 市民交流課 ⇒ 自治会
事業変更が生じたとき	変更承認申請 補助対象事業の内容を変更するときは、次の書類を作成し、速やかに提出してください。審査のうえ変更承認通知書を送付します。まずは市民交流課の担当者へご相談ください。 ◆変更承認申請書※記入方法はお尋ねください ↓	自治会 ⇒ 市民交流課
事業終了後速やかに	実績報告 補助対象事業の <u>全ての事業が終了後速やかに</u> 、メール等により次の書類を提出してください。 ◆実績報告書（様式第2号） ◆補助対象経費の支払を証する電磁的記録 ◆整備した設備、機器等を撮影した画像に係る電磁的記録 ※年度末（3月31日）までに実績報告を行ってください。 ↓	自治会 ⇒ 市民交流課
随 時	書類の受付・審査 ↓ 交付確定 交付確定通知書を送付しますので、保管してください。 ↓	市民交流課 市民交流課 ⇒ 自治会
交付確定後速やかに	補助金請求 ◆請求書を提出してください。 ↓	自治会 ⇒ 市民交流課
請求後10日程度	交付（口座振込）	市民交流課 ⇒ 自治会